

令和8年度「やまなし」ブランドの価値創出に向けた メディア統合的コミュニケーション業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度「やまなし」ブランドの価値創出に向けたメディア統合的コミュニケーション業務

2 業務の目的

山梨県は、令和3年3月に策定した「やまなし地域プロモーション戦略」（以下「戦略」という。）、及び、令和5年8月に策定した戦略の新たな実施方針に基づき、広く県内外の人々を対象として、本県の地域ブランドであるコーポレートブランド（以下「CB」という。）「やまなし」の確立に向けた取り組みを進めている。これまでは、ブランドプロモーション施策の推進体制の構築、新たな推進体制のもとでのより効果的な施策実行など、組織運営の改善にも軸足を置き、取り組みの向上を図ってきた。

本業務は、新たな段階として、対外的なブランド訴求力の更なる向上を目指し、県の魅力ある地域資源や施策の価値・認知を効果的に発信する実行力を強化することを目的として、次の業務により、オウンドメディアの運用、外部メディアとのタイアップ（ペイドメディアへの対応）、自発的な情報拡散に向けた外部メディアへの働きかけ（アードメディアへの対応）を統合的に捉えた取り組みを進めるもの。

- ・ 本県が有する様々な地域資源や本県の施策に関するブランド情報を提供するオウンドメディアである「ハイクオリティやまなし」※（以下「現行サイト」という。）の運営
- ※ URL <https://hq.pref.yamanashi.jp/>
- ・ 各種外部メディアとのタイアップによる PR 記事制作および発信
- ・ 各種外部メディアに対する PR 活動等による話題づくり
- ・ 上記3種類の情報発信（オウンドメディア、ペイドメディア、アードメディア）にかかる広告施策（企画、運用、効果測定）および広告出稿
- ・ 本県のCBおよび魅力ある地域資源や施策等について、認知度やイメージの把握を行うとともに、認知から行動意向に至るまでのファネル分析を行うための調査
- ・ 地域ブランドグループが実施する、庁内各所属のブランドプロモーション施策の統括業務に対する伴走的な支援（各種助言、調査、資料作成等コンサルティング）

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務

（1）全般的事項

「やまなし地域プロモーション戦略」及びその実施方針を踏まえ、CB「やまなし」の価値向上に向けたブランディングを推進するため、「情報発信施策」、「成果把握（ブランド価値調査）」「統合的マネジメント支援」の3つを軸として、業務目的の達成に向けて取り組んでいく。

業務の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

(2) 委託業務の内容

ア 情報発信施策

以下、(ア)～(エ)の情報発信を統合的にマネジメントし、戦略的なブランドプロモーションを展開する。

(ア)【オウンドメディア】「ハイクオリティやまなし」の運営

① 現行サイト投稿記事の制作（取材・編集等）・発信

現行サイトを本業務の目的を達成するために有効なコンテンツとすべく、文章と画像で構成された投稿記事を20本以上作成する（受託事業者の提案に応じて、県が認める場合には、動画コンテンツの作成・投稿も可とする）。

投稿記事は読者の興味を促す内容とするとともに、本業務の目的・主旨に沿った質の高いものとする。

② プロモーションの内容

上記①で示す投稿記事の発信を中心として、本県の各種施策のほか、本県に関連する企業・団体等の活動や、そこで活躍するプレーヤー、提供されるモノやサービスに着目し、その先進性や独自性をブランド価値として県内外に広く発信するプロモーションを実施する。

③ プロモーションの手法

オウンドメディアにおけるプロモーションは、本事業の目的である3つのメディアを活用した統合的な情報発信のハブとなることを踏まえ、現行サイトの運用を中心としつつ、デジタルメディアとしての特性を十分に活かしたものとすべく、次に例示する手法を取り入れるなどし、業務目的の達成に向けた相乗効果を産み出していくこと。

- ・ 本件業務とは別に県が公式に運用するWEBサイトやSNSとの連携

- ・ 本件業務とは別に県が実施するブランドプロモーションとの連携

- ※ 県が実施するブランドプロモーションの情報については、業務実施段階において必要に応じ県から提供する。

- ・ メディアタイアップによるPR記事との連携

④ 特集ページの運用

現行サイトには、特集ページ（現在下記3件。今後この他に新規開設する可能性がある）を掲載しており、各ページの適時適切な更新並びにアクセス情報の収集を行うものとする。

なお、委託契約期間中に、特集ページを新規開設する場合、その業務内容は県と協議するものとする。

- ・ Hello! Minami Yamanashi（令和6年度開設）

URL：https://hq.pref.yamanashi.jp/minamiyamanashi_special

本特集ページは、県の他事業において制作したコンテンツならびに南山梨各市町から提供されるブログ記事原稿（テキスト・画像等）や、各市町のSNS投稿（instagram）を掲載するもの。

コンテンツの制作・運用を他事業にて実施するにあたり、必要となる支援（サイト更新システム（CMS）操作のための情報提供等）を行う。

また、SNS投稿をページ内に連携・掲載するためのWEBサービスのシステム利用料（公募開始時において毎月14米ドル（税込15.4米ドル））の支払（令和8年7月分～令和9年3月分）についても本業務に含まれるものとする。なお、委託業務期間内における料金改定等による支払額の増減に対して、本委託業務に係る契約額の変更は行わない。

- ・ やまなしスイーツ手帖（令和7年度開設）

URL：<https://hq.pref.yamanashi.jp/yamanashi-sweets-note/>

本特集ページにおける業務は、次のとおり。

- ・ 県の他事業において制作した記事原稿（テキスト・画像等）の提供を受け、CMSへの登録から公開作業を実施。本特集ページにも記事導線を設ける。
 - ・ 県から提供する情報を元に「やまなしスイーツのMAP」「やまなしスイーツニュース」を更新。
 - ・ コンテンツ追加に伴うデザインの変更。ただし、既存のデザインを大幅に変更するものは想定しない。
 - ・ その他、上記に無い業務については、県と協議する。
- ・ やまなしイノベーションストーリー（令和7年度開設）

URL：<https://hq.pref.yamanashi.jp/innovationstory/>

本特集ページに掲載する紹介記事へのバナーやインフォグラフィック、県関連サイトに追加・修正があった場合、更新対応を行う。

⑤ 効果測定

①～④の実施効果について測定し、分析レポートを提出する。

また、それらの分析を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、実施中又は実施予定の取り組みに反映する。

⑥ 「ハイクオリティやまなし」サイトの運用保守

「ハイクオリティやまなし」サイトについて、その機密性・可用性・完全性の観点から安定運用を図るため、サイトを構成するサーバ等機器およびソフトウェア類（OS、ミドルウェア、CMSや「ハイクオリティやまなし」上に構築したアクセス分析プログラムを含むアプリケーション等）の運用保守を行う。なお、サーバ等機器やソフトウェア類のシステム調達費用は本業務に含まれるものとする。

また、前年度以前の記事を含む投稿記事やその他ページについて、本県担当者の指示に基づき、コンテンツの変更（テキスト変更、画像差し替え、修正等）及び公開・停止作業を迅速に行う。

※ 「ハイクオリティやまなし」サイトの運用保守業務は、本年4月～6月までは前年度委託事業者が担当するものであるが、本業務契約締結に伴い、速やかに業務引継を行うものとする。

(イ) 【ペイドメディア】外部メディアタイアップによるPR記事制作および発信

CB「やまなし」のブランドイメージの効果的な訴求に向けて、庁内各所属が実施するファミリーブランド（FB）、プライベートブランド（PB）の価値向上に向け

た施策を対象とし、これを統合的に捉えたいうで魅力的な情報として取りまとめ、業界専門誌などの媒体を活用して情報発信する。

情報発信は、紙媒体、WEB媒体などの形式を問わない。媒体は、取り上げる施策・テーマの特性により適切な媒体を県に提案するものとし、県と協議の上、決定するものとする。なお、その具体的な実施内容に応じて、購買者数や閲覧者数など、適切なKPIを設定する。

(ウ) 【アードメディア】ニュースレター発行（外部メディアへのPR）

各種外部メディア媒体（インフルエンサー等を含めることも差し支えない）に対して、県の施策や関連するイベント・ニュースを紹介し、記事化されることを狙いとしたニュースレターを制作し、発行する。

月1回以上発行するものとし、取り上げる施策・イベント等は受託者が県に提案するもののほか、県から提供するものとする。制作する記事は、外部メディア媒体ならびに読者の興味・関心を励起する内容とするとともに、本業務の目的・主旨に沿った質の高いものとする。

発行後は、受託者のもつ幅広い各種外部メディア媒体との関係を活用し、ニュースレターを提供するとともに、記事化を促すための量的・質的に十分なコンタクト活動を実施すること。

なお、ニュースレターの発行数、コンタクトした媒体数、記事化本数など、適切なKPIを設定する。

※（参考）発行済のニュースレターアーカイブページ

URL：<https://hq.pref.yamanashi.jp/newsletter/>

(エ) 広告施策および広告出稿

上記「4（2）ア（ア）～（ウ）」の情報発信施策を最大化させるための広告施策を企画・運用・効果測定するとともに、広告出稿を行う。

施策設計は、発信の内容・特性・時期に応じて検討し、県と協議の上、決定する。施策実施前の出稿計画ならびに実施後のレポートを提出するものとし、PDCAサイクルに基づく施策向上策をタイムリーに検討・提案し、県と協議の上、実行する。

なお、広告施策の実施数、広告効果など、適切なKPIを設定する。

イ 成果把握（ブランド価値調査）

国内外の一般消費者を対象として、本県の地域ブランドに対する認知度やイメージの把握を行うとともに、認知から行動意向に至るまでのファネル分析を行うための調査以下の業務を行う。

(ア) 調査設計・実施

CB「やまなし」及びそれを構成する地域資源の認知度や抱かれているイメージを正確に把握することを目的として、以下の与件事項を踏まえたうで、調査項目を設計し、調査を実施する。

○ 調査対象エリア

日本のほか、中国、香港、台湾、イギリスの5つの国・地域とする。

ただし、調査実行時点の状況により、県と受託事業者との協議のうえで対象国を変更する場合がある。

○ 調査項目数及びサンプル数

調査項目数は20問程度とし、サンプル数は国内500件から1,000件程度、国外は各国250件から500件程度とする。

この際、業務目的に照らして適切な課題を設定するとともに、過去のブランド価値調査の結果も踏まえ、経年の変化とともに現状が正確に把握できるよう調査設計すること。

ただし、経年の変化については、調査で実施している全ての調査項目について毎年計測することは必須とせず、隔年程度での把握ができれば良いものとする。

(イ) 結果分析

調査結果をわかりやすく整理し分析することに加えて、新たに見つかった課題や得られた示唆を明確に示したレポートを作成する。

レポートは、調査回答全体が把握できる詳細な情報を含むものと、要点をまとめた概要とを作成する。

ウ 統合的マネジメント支援

「やまなし地域プロモーション戦略」及びその実施方針において目指すべき姿の実現に向けて、県が実施するブランドプロモーションを統括する地域ブランドグループの業務を伴走的に支援することで、ブランドプロモーション及びメディア統合的コミュニケーションに関する県の施策実行力の高度化を図る。

上記「4(2)ア(ア)～(エ)」を通じた情報発信に際し、的確に全体計画を設計するとともに、各メディアと県との接点に寄り添い、取り組みの高度化及び県のノウハウの蓄積に向けて統合的なマネジメントを支援する。

(ア) ブランドプロモーションの組織的情報発信のための支援業務

施策の実施にあたり、部局横断的・統合的な施策運営を実現するため、庁内において各種ブランド価値向上施策を所管する各課・室・グループ（以下「各所属」という。）、及び、地域ブランドグループ相互の情報共有や必要な調整を支援するとともに、それらを踏まえて必要な知見・情報の収集・分析を行った上で、施策の実実施方針・方法等について助言や提案を行う。

この際、情報発信における各メディアとの接点においては、そこで対象とする具体的な情報発信の効果を高めるだけでなく、職員へのノウハウ蓄積、資質向上に繋がる伴走支援を実施する。

(イ) オウンドメディア現行サイトの運用コンサルティング

現行サイトの運営について、本県のオウンドメディアとしての役割を果たし、業務目的を達成するために十分なものとするため、国内外のマーケットや各種デジタルメディアの動向及びその成功事例、現行サイトなどから得られた情報、県が実施する各種の

施策（現行サイトにおいて情報発信の対象となりうるもの）の実施状況などを踏まえ、県に対して適時に必要な助言・提案を行う。

また、C B「やまなし」の価値・認知向上に向けた最適な現行サイト運用方針を策定し、県の了解を得たうえで、「4（2）ア（ア）」に示す「ハイクオリティやまなし」の運営を進める。

エ その他事業を遂行するために必要な業務

本業務の実施目的、及び、上記「ア」から「ウ」を踏まえ、必要な業務を行う。

（3）業務達成度の評価について

受託者が本事業を実施するにあたり求められる、ベースラインとして、次の指標を示す。

- ・「ハイクオリティやまなし」 ページビュー：年間32万PV以上
- ・ニューズレター発行数：8回
- ・タイアップ記事発行数：2回
- ・定例ミーティング実施回数：月2回以上

受託者はこれらの指標を元に、「4（2）ア（ア）～（エ）」に関して適切にKPIを設定すること。

5 県への実施報告等

委託業務の遂行に際しては、原則として、県の担当者と毎月2回以上の打ち合わせを実施すること。なお、このほかにも、委託業務（「4（2）アからエ」）の着手時及び当該業務の着手後の任意の時期に、業務の実施方針及び進捗状況を確認するため、県の求めに応じて、県の担当者との打ち合わせを実施すること。

その打ち合わせにおいて、委託業務が本仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、業務の手直しをさせることができることとする。

また、委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書を県に提出すること。

6 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権（著作権法第21条から第28条までの権利を含む）、所有権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を

行使しないものとする。

7 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、別紙「令和8年度『やまなし』ブランドの価値創出に向けたメディア統合的コミュニケーション業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「地域ブランド価値向上業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8 その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。